

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

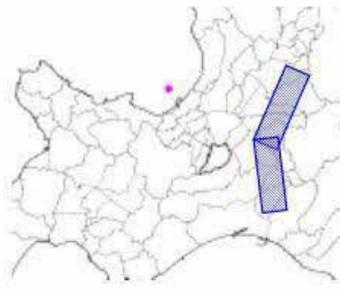
(1) 地域の災害リスク

(地震：北広島市地域防災計画・北広島市強靱化計画)

①基本的な考え方

北海道が平成 30 年(2018 年)2 月 1 日付けで公表した、平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書等において、各管内に特に影響のある地震として 24 地震(※1)54 断層モデルを選定している。これらのうち、「野幌丘陵断層帯」及び「石狩低地東縁断層帯主部(北)」と、「全国どこでも起こりうる直下の地震」を本市に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として想定し、地震被害を予測する。

図表 1 被害を及ぼす可能性が高い地震想定

| 野幌丘陵断層帯 | 石狩低地東縁断層帯主部 | 全国どこでも起こりうる直下の地震 |
|---|---|---|
|  |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> 断層の長さ：約 20km マグニチュード：7.5 最大震度：7 | <ul style="list-style-type: none"> 断層の長さ：66km 上端の深さ：3km マグニチュード：7.9 最大震度：6強 | <ul style="list-style-type: none"> 全国どこでも起こりうる直下の地震として市の直下に震源を想定 断層の長さ：17.4km 上端の深さ：4～6km マグニチュード：6.9 |
| 平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書(平成 30 年 2 月 1 日付で北海道が公表)を基に設定 | 平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書(平成 30 年 2 月 1 日付で北海道が公表)を基に修正 | 地震防災マップ作成技術資料(内閣府)を基に設定 |

(※1)24 地震

標津断層帯、十勝平野断層帯主部、富良野断層帯西部、増毛山地東縁断層帯、沼田一砂川付近の断層帯、当別断層帯、石狩低地東縁断層帯主部(北)(深さ 7km)、石狩低地東縁断層帯主部(北)(深さ 3km)、石狩低地東縁断層帯主部(南)(深さ 3km)、石狩低地東縁断層帯南部(深さ 7km)、石狩低地東縁断層帯南部(深さ 3km)、黒松内低地断層帯、函館平野西縁断層帯、サロベツ断層帯(断層延長)、西札幌背斜に関連する断層、野幌丘陵断層帯、根室沖・釧路沖の地震、十勝沖の地震、三陸沖北部の地震、北海道北西沖の地震、北海道南西沖の地震、北海道留萌沖(走向 N193° E)の地震、北海道留萌沖(走向 N225° E)の地震

②被害の予測

想定した 3 タイプの地震のうち、本市に最も大きな被害をもたらす地震は冬の夕方が発生する「野幌丘陵断層帯」による地震(M7.5)であり、市の北東側にあたる「東部地区」、

「西の里地区」及び「北広島団地地区」の比較的地盤の軟弱な地域で最大震度7を示すものと予測される。

また、同地震における市内の建築物被害については、全壊295棟、半壊963棟が予測され、その多くは昭和56年以前に建築された木造建築物となっている。

人的被害については、死者数6名、負傷者数187名(うち重傷者数18名)と予測される。

図表2 地震想定に係る被害予測等

| 地震のタイプ 地震属性 | 野幌丘陵断層帯 | 石狩低地東縁断層帯主部 (北) | 全国どこでも起こりうる直下の地震 |
|----------------|---------------------------------|---|------------------|
| 震源 | 江別市～野幌～北広島市に抜ける断層帯 (想定断層を設定) | 石狩平野とその東側に分布する丘陵との境界付近に位置する断層帯 (想定断層を設定) | 市内の直下 |
| 地震規模 | M7.5 | M7.9 | M6.9 |
| 市内最大震度 | 7 | 6強 | 6弱 |
| 建築物被害予測 | 全壊 295棟 | 全壊 17棟 | 全壊 66棟 |
| | 半壊 963棟 | 半壊 145棟 | 半壊 776棟 |
| 人的被害予測 | 死者数 6名 | 死者数 1名未満 | 死者数 1名 |
| | 負傷者数 187名 | 負傷者数 24名 | 負傷者数 130名 |
| | うち重傷者数 18名 | うち重傷者数 3名 | うち重傷者数 13名 |

○ 過去の被害状況

- ・ 北海道胆振東部地震(平成30年(2018年))

… M6.7、最大震度7、死者44人(道内)

(当市)震度5弱、住宅地盛土のり面・擁壁の崩壊・崩落、住宅倒壊等

(豪雨/暴風雨/竜巻：北広島市地域防災計画・北広島市強靱化計画・北広島市水防計画)

ア 本市の災害は、豪雨や台風による水害が最も多く、これまでも昭和54年(1979年)10月に2つの台風が襲来し、大きな被害をもたらしたほか、昭和56年(1981年)8月には、停滞する前線と台風の影響により2度の大雨災害(56災害)がおき、本市においても死者1名を出すなど甚大な被害をもたらした。

イ 近年では、平成30年(2018年)9月に北海道に接近した台風21号により、倒木や市有施設等の破損、農業被害などの甚大な被害が発生した。

(豪雪/暴風雪：北広島市地域防災計画・北広島市強靱化計画)

ア 本市は、石狩平野のほぼ中央に位置し、冬期に入ると、日本海沿岸から太平洋に低気圧が通過し、降雨が降雪となり、ときには暴風雪のため交通災害が発生する。

(感染症：北広島市新型インフルエンザ等対策行動計画)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1, 343人 (独自データ)
- ・小規模事業者数 1, 112人 (独自データ) (R3.4.1現在)

| 業 種 | | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備 考 |
|----------|-----------|-------|---------|---------|
| 商工 業者 | 建 設 業 | 259 | 233 | 市内に広く分散 |
| | 製 造 業 | 130 | 102 | 工業団地に集中 |
| | 卸 売 業 | 58 | 45 | 市内に広く分散 |
| | 小 売 業 | 231 | 173 | 市街地に集中 |
| | 飲 食 業 | 98 | 89 | 〃 |
| | サービス業・その他 | 567 | 470 | 市内に広く分散 |

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

| 項 目 | 年 月 | 備 考 |
|-------------------------|--------|---|
| 北広島市防災会議条例 | S37.12 | |
| 北広島市地域防災計画 | H23.4 | R2.3改訂 |
| 北広島市強靱化計画 | R3.1 | |
| 防災訓練の実施 | H30.9 | 総合防災訓練 (5年に1回) |
| | R3.7 | 水防訓練 (年1回、7月) |
| | R3.1 | 災害対策本部訓練 |
| | R3.2 | 避難所開設運営訓練 (年1回、2~3月) |
| 防災備品の備蓄 | R3.4 | 備蓄食料 (アルファ米・おかゆ等 15,934食・粉ミルク 52日分他)、防寒、暖房、トイレ、発電機等 |
| 防災出前講座の実施 | — | H29/32回、H30/32回、H31/36回、R2/17回 |
| 新型インフルエンザ等 対策行動計画の策定 | H26.11 | |

2) 当商工会の取組

| 項 目 | 年 月 | 備 考 |
|------------------------|--------|----------------|
| 防災対策と企業連携(セミナー) | H29.5 | 事業者18名、職員2名が受講 |
| 災害復旧貸付制度の周知 | H30.10 | 北海道・日本政策金融公庫資金 |
| 災害対策について対応 | H30.11 | 災害に対するセミナー開催 |
| 新型コロナウイルス関連融資 制度の周知 | R2.3 | 北海道制度資金 |
| 損害保険への加入促進 | R2.7 | 会報誌での周知760部 |

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・事業者支援に関する計画の考え方や内容を職員間で浸透するための訓練や教育が必要。
- ・地区内小規模事業者に対して感染症対策の周知を徹底することが必要。

予防接種の推奨、手洗いの徹底、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性等の周知。

3 目標

- ・地区内小規模事業者 1,112 事業者の内、1 期（5 年）15 事業者の事業継続力強化計画策定を目標として支援を行う。
- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、地区内小規模事業者の被害情報収集及び報告について、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。

・成果目標

| 業 種 | 商工業者数 (独自データ) | 小規模事業者数 (独自データ) | 策定目標（事業継続力強化計画） | | | | |
|-----------|------------------|--------------------|-----------------|----|----|----|----|
| | | | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 建設業 | 259 | 233 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 製造業 | 130 | 102 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 卸売業 | 58 | 45 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 小売業 | 231 | 173 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 飲食業 | 98 | 89 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| サービス業・その他 | 567 | 470 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 1,343 | 1,112 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

※策定目標については、当商工会における人員体制を考慮したうえで、洪水で特に大きな被害が予想される地域（洪水ハザードマップ千歳川）で、復旧が遅れることによる地域への影響が大きいと判断できる事業規模を優先し、概ね3期（15年）で対象となる小規模事業者が事業継続力強化計画を策定するよう設定した。

・実施目標

| 項 目 | 目 的 | 目 標 | |
|------------------|--|--------------|-----|
| 事前対策の必要性を周知 | 地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる | セミナー開催 | 年1回 |
| 計画策定の支援に向けた内部協議 | 事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間連携と知識の習得を図る | 職員会議及び勉強会の開催 | 年1回 |
| 保険・共済普及に向けた体制づくり | 保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と職員間連携を図る | 職員会議及び勉強会の開催 | 年1回 |
| 連携体制の推進 | 組織内や関係機関との連携体制を図る | 連携会議開催 | 年1回 |

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当商工会と当市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

| 北広島市 | 北広島商工会 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関連の情報提供 ・ 事業継続力強化計画策定に係る助言・指導 ・ 応急対策時の対策及び復旧支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ セミナー・個別相談会の開催事業 ・ 事業継続力強化計画策定支援・フォローアップ |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等リスクの周知 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体との連携 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練の実施 | |

(1) 事前の対策

- ・ 事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・ 日常的に災害の発生に備える意識を高め、当会自ら防災対策を実施するとともに、当会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の防災対策に対する現状把握と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・ 商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・ 事業継続力強化に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、事実と反する情報等に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、その後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・ 事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量備蓄の重要性や、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境整備のための情報等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・ 全国商工会連合会と提携している損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

| 業種 | 商工業者数 (独自データ) | 小規模事業者数 (独自データ) | 策定件数 | | | | | フォローアップ回数 | | | | |
|-----------|------------------|--------------------|------|----|----|----|----|-----------|----|----|----|----|
| | | | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 建設業 | 259 | 233 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 製造業 | 130 | 102 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 卸売業 | 58 | 45 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 小売業 | 231 | 173 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 飲食業 | 98 | 89 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| サービス業・その他 | 567 | 470 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 1,343 | 1,112 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

- ・事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度7の地震）が発生したと仮定し、当市地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

| | |
|-------|------------------------------------|
| 実施時期 | 商工会館防災訓練と合わせて年1回実施 |
| 訓練内容 | 発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認 |
| 訓練連携先 | 北広島市経済部商工業振興課、北広島市総務部防災危機管理室 |

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）④災害用伝言ダイヤル（171）
- ・感染症に関しては、職員の体調確認を行うとともに、管轄保健所・北海道・北広島市からの要請等に基づき対応・感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・北広島市災害対策本部の方針に従い、当市経済部商工業振興課と連携して、被害規模や被害状況に応じた方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

| 規模 | 配備の時期 | 配備要員 |
|-----------|--|----------------------|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「建物が半壊以上」「床上浸水」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは交通網が遮断されており確認が取れない。 | 事務局長、 経営指導員 出勤 |

| | | |
|---------|--|------------------------|
| 被害がある | ・ 地区内 1 % 程度の事務所で「屋根が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 | 事務局長、 経営指導員 警戒準備 |
| ほぼ被害はない | ・ 目立った被害の情報はない。 | 無し |

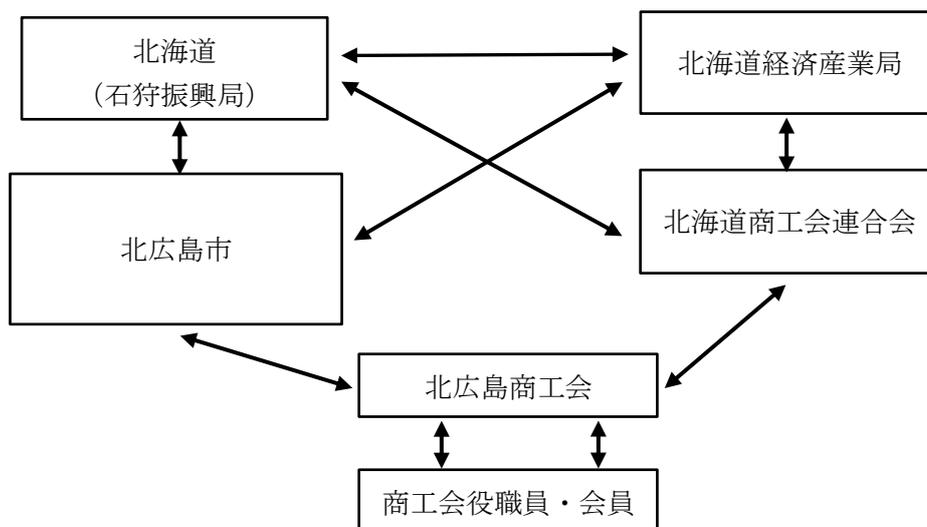
・ 本計画により、当商工会と当市は、被害状況等を下記により共有する。

| | |
|--------|-----------|
| 発災後～1日 | 1日に2回共有する |
| 1日～1週間 | 1日に1回共有する |
| 1週間以降 | 必要に応じて |

※感染症においては、北広島市で取りまとめた北広島市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・ 二次災害発生のおそれのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・ 当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ市と定めた方法により確認する。
- ・ 当商工会と当市が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、石狩振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・ 災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ市と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当市と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

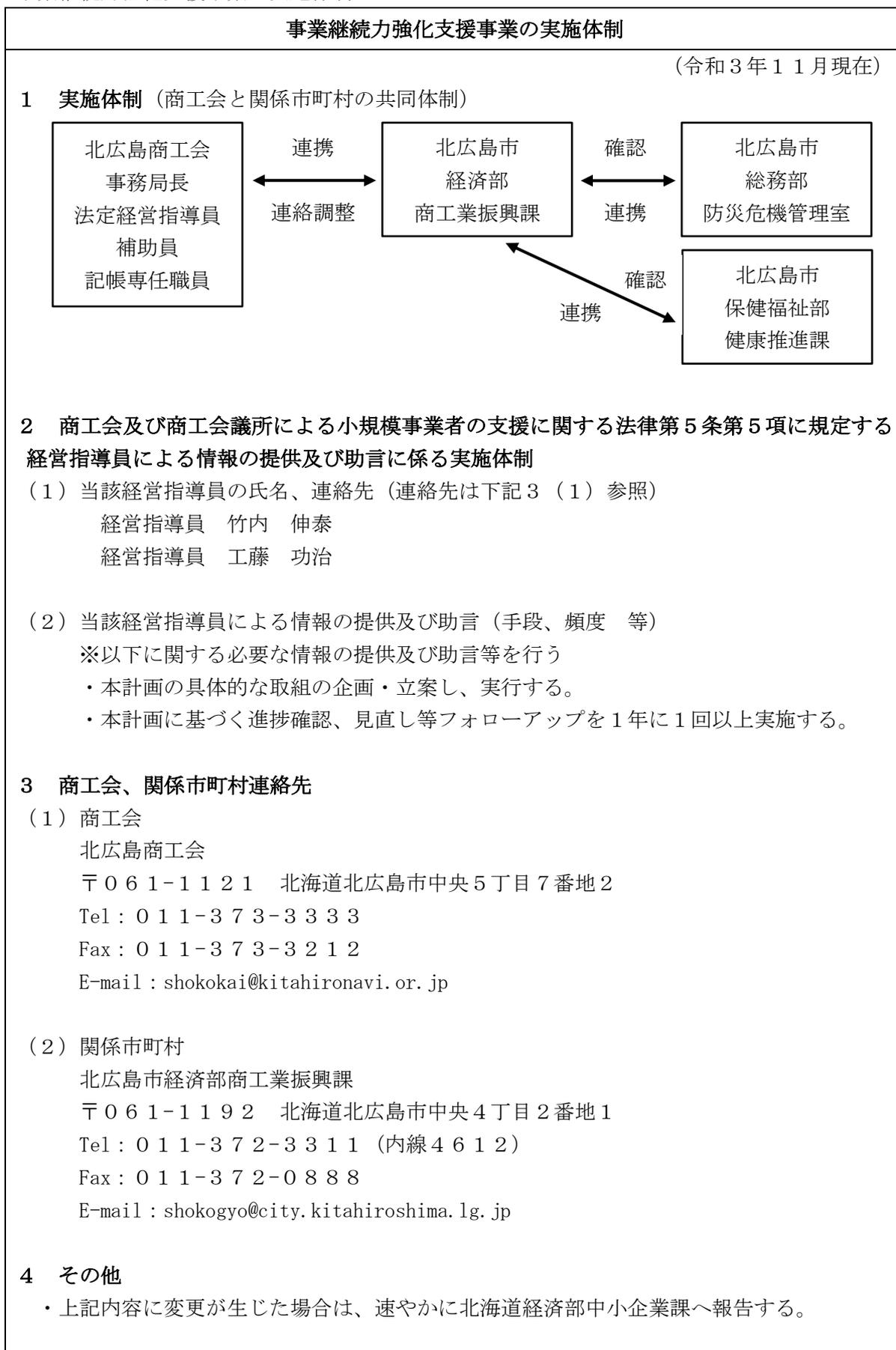
- ・北広島市の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、北広島市・北広島商工会のHP及び広報紙や各会議等において公表し、小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 170 | 170 | 170 | 170 | 170 |
| ・ 専門家派遣費 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| ・ セミナー開催費 | 65 | 65 | 65 | 65 | 65 |
| ・ パンフ、チラシ作成費 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| ・ 防災、感染症対策費 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

| 調達方法 |
|----------------|
| 会費収入、補助金、事業収入等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。